ロ　当該高齢者等居住改修工事等に係る施行令第二十六条の二十八の五第一項に規定する合計額
ハ　当該高齢者等居住改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の額
ニ　当該高齢者等居住改修工事等に係る法第四十一条の十九の三第一項に規定する標準的費用額
ホ　当該高齢者等居住改修工事等に係る法第四十一条の十九の三第二項に規定する改修工事限度額
ヘ　当該高齢者等居住改修工事等をした年月日
二　法第四十一条の十九の三第三項の規定の適用を受ける場合　次に掲げる事項
イ　その者の居住用家屋が法第四十一条の十九の三第十一項に規定する一般断熱改修工事等（以下この号及び次項第一号において「一般断熱改修工事等」という。）をした家屋である旨
ロ　当該一般断熱改修工事等に係る施行令第二十六条の二十八の五第四項に規定する合計額（第五号ロ及び第六号ロにおいて「断熱改修合計額」という。）
ハ　当該一般断熱改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の額
ニ　当該一般断熱改修工事等に係る法第四十一条の十九の三第三項に規定する断熱改修標準的費用額（第五号ニ及び第六号ニにおいて「断熱改修標準的費用額」という。）
ホ　当該一般断熱改修工事等に係る断熱改修工事限度額
ヘ　当該一般断熱改修工事等をした年月日
三　法第四十一条の十九の三第五項の規定の適用を受ける場合　次に掲げる事項
イ　その者の居住用家屋が法第四十一条の十九の三第十二項に規定する多世帯同居改修工事等（以下この号及び次項第一号において「多世帯同居改修工事等」という。）をした家屋である旨
ロ　当該多世帯同居改修工事等に係る施行令第二十六条の二十八の五第七項に規定する合計額
ハ　当該多世帯同居改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の額
ニ　当該多世帯同居改修工事等に係る法第四十一条の十九の三第五項に規定する標準的費用額
ホ　当該多世帯同居改修工事等をした年月日
四　法第四十一条の十九の三第六項の規定の適用を受ける場合　次に掲げる事項
イ　その者の居住用家屋が法第四十一条の十九の三第六項に規定する対象住宅耐震改修（以下この項及び次項第一号において「対象住宅耐震改修」という。）と併せて行う同条第十三項に規定する耐久性向上改修工事等（以下この項及び同号において「耐久性向上改修工事等」という。）をした家屋である旨
ロ　当該対象住宅耐震改修に係る施行令第二十六条の二十八の四第二項に規定する合計額（第六号ロにおいて「耐震改修合計額」という。）及び当該耐久性向上改修工事等に係る施行令第二十六条の二十八の五第十一項に規定する合計額（次号ロ及び第六号ロにおいて「耐久性向上改修合計額」という。）
ハ　当該対象住宅耐震改修又は当該耐久性向上改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の額
ニ　当該対象住宅耐震改修に係る法第四十一条の十九の二第一項に規定する耐震改修標準的費用額（第六号ニにおいて「耐震改修標準的費用額」という。）及び当該耐久性向上改修工事等に係る法第四十一条の十九の三第六項に規定する耐久性向上改修標準的費用額（次号ニ及び第六号ニにおいて「耐久性向上改修標準的費用額」という。）
ホ　当該対象住宅耐震改修と併せて当該耐久性向上改修工事等をした年月日
五　法第四十一条の十九の三第七項の規定の適用を受ける場合　次に掲げる事項
イ　その者の居住用家屋が法第四十一条の十九の三第七項に規定する対象一般断熱改修工事等（以下この項及び次項第一号において「対象一般断熱改修工事等」という。）と併せて行う耐久性向上改修工事等をした家屋である旨
ロ　当該対象一般断熱改修工事等に係る施行令第二十六条の二十八の五第八項に規定する合計額（第六号ロにおいて「断熱改修合計額」という。）
ハ　当該対象一般断熱改修工事等又は当該耐久性向上改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の額
ニ　当該対象一般断熱改修工事等に係る断熱改修標準的費用額及び当該耐久性向上改修工事等に係る耐久性向上改修標準的費用額
ホ　当該対象一般断熱改修工事等と併せて当該耐久性向上改修工事等をした年月日
六　法第四十一条の十九の三第八項の規定の適用を受ける場合　次に掲げる事項
イ　その者の居住用家屋が対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等と併せて行う耐久性向上改修工事等をした家屋である旨
ロ　当該対象住宅耐震改修に係る耐震改修合計額、当該対象一般断熱改修工事等に係る断熱改修合計額及び当該耐久性向上改修工事等に係る耐久性向上改修合計額
ハ　当該対象住宅耐震改修、当該対象一般断熱改修工事等又は当該耐久性向上改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の額
ニ　当該対象住宅耐震改修に係る耐震改修標準的費用額、当該対象一般断熱改修工事等に係る断熱改修標準的費用額及び当該耐久性向上改修工事等に係る耐久性向上改修標準的費用額
ホ　当該対象住宅耐震改修及び当該耐久性向上改修工事等と併せて当該耐久性向上改修工事等をした年月日

第十九条の十一の三第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第四十一条の十九の三第十二項」を「第四十一条の十九の三第十七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四十一条の十九の三第十項」を「第四十一条の十九の三第十四項」に、「同条第七項」を「同条第十項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　施行令第二十六条の二十八の五第二十二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた増築、改築、修繕又は模様替は、当該増築、改築、修繕又は模様替が同項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための増築、改築、修繕又は模様替に該当するものであることにつき、国土交通大臣と協議して定める書類により証明がされたものとする。

第十九条の十一の四第一項中「以下この条」を「第四号及び次項」に改め、同条第三項第一号ロ⑶中「第三号ハ」を「第三号イ⑶」に改め、同号に次のように加える。

ハ　法第四十一条第二十四項第一号に規定する再建支援法適用者が、同項に規定する従前家屋に係る住宅借入金等について同項の規定により同条第一項の規定の適用を受ける年において、法第四十一条の十九の四第一項の規定の適用を受ける場合には、市町村長又は特別区の区長の当該従前家屋に係る災害による被害の状況その他の事項を証する書類（その写しを含む。）、当該従前家屋の登記事項証明書その他の書類で当該従前家屋が災害により居住の用に供することができなくなつたことを明らかにする書類

第十九条の十一の四第三項第二号に次のように加える。

ハ　前号ハに掲げる書類

第十九条の十一の四第三項第三号を次のように改める。

三　その者のその居住の用に供する家屋が特定建築物である場合　次に掲げる書類
イ　その者の特定建築物の登記事項証明書、特定建築物の新築の工事の請負契約書の写し、特定建築物で建築後使用されたことのないものの取得に係る売買契約書の写しその他の書類で次に掲げる事項を明らかにする書類
(1)　当該特定建築物の新築又は取得をしたこと。
(2)　当該特定建築物の新築又は取得をした年月日
(3)　当該特定建築物の新築又は取得に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額のうち当該特定建築物の新築又は取得に係る課税資産の譲渡等につき新消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額の有無
(4)　当該特定建築物の床面積が五十平方メートル以上であること。
ロ　第一号ハに掲げる書類